

—法条は書面などでの意
思表示を必要としている。
協会はリビングウイルの普
及に力を入れているが。
協会のリビングウイル
(尊厳死の宣言書)は、無
意味な延命治療を拒否する
内容だ。会員の遺族アンケ
ートでは、92%が「最期の
医療に生かされた」と回答
している一方で、「法律が
ない」との理由で生かされ
なかつたケースも若干あつ
た。これでは私たちとして

回復の見込みがなくなり、終末期に延命措置の中止を認める、いわゆる「尊厳死法案」の国会提出が検討されている。リビングウイル（事前指示書）を法律で担保する必要はあるのか。法案に賛成、反対の立場の2人に主張を聞く。まずは法制化を求める日本尊厳死協会の岩尾綱一郎理事長。

つじのすみか探して

—国民的議論が進んで、
なじ」との表れでは。

べての州で認められ、国民の約4割、1億人以上が持っている。ドイツでも2009年に法律になった。その時点での所持者は900万人といわれ、国民の1割超に当たる。それに比べると、協会の会員は約12万5

日本は法律ができるのと従う文化がある。例えば、「たばこ」。健康増進法で職場喫煙ができなくなつた。メタボ検診をやりましょとうとなると、みんなやる。欧米は自然発生的に出てきて、それから法律を立てる考え方だが、日本ではまず法制化を進めた方が国民の理解は早い。国会で議論すれば、リ

尊厳死法案の概要	
終末期の定義	適切な医療上の措置をもつても、回復の可能性がなくが間近と判定された状態
終末期の判定	2人以上の医師が一般的学的知見で行う
意図表示	患者本人が書面などで

免責	医師は民事、刑事、行政責任を問われない
対象となる行為	(第1案)新たな延命措置始しないこと (第2案)現に行われて命措置を中心のこと

日本尊嚴死協会 岩尾総一郎理事長



いわお・そういちろう 47年生まれ。慶應義塾大学学部卒、同大学院修了。厚生労働省医政課、世界保健機関（WHO）健康開発センター所長などを歴任。12年6月から現職。

自己決定権の確立を

—国や各学会の終末期医療に関するガイドラインでは不十分か。

リビングウイルは患者の尊厳死を担保するだけではなく、医師を守るためにものである。医師が延命措置を続ける理由の一つに、何もしなければ訴えられるのではという不安がある。意思を明確に示す書面があれば、治療方針を決める根拠にもなる。

死の概念を日本人は
か受け入れられな
が、議論を積み重ね
ができ、脳死移植を
ても医師が罪に問わ
なった。

尊厳死法案の概要	
終末期の定義	適切な医療上の措置をとも、回復の可能性がなくが間近と判定された状態
終末期の判定	2人以上の医師が一般的的知見で行う
意思表示	患者本人が書面などで
免責	医師は民事、刑事、行政責任を問われない
対象となる行為	(第1案)新たな延命措置を始しないこと (第2案)現に行われている命措置を中心のこと